

Ⅲ 事務の実施状況

都道府県名： 宮崎県
 農業委員会名： 新富町農業委員会

1 総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	委員改選に伴う臨時会

※ 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

2 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数		47 件	うち許可	47 件
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	28 日
	総会開催日の公表	公表している	していない	申請書締切日の公表
			公表している	していない
				処理期間(平均)
				17 日

3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

権限移譲の状況 (当てはまるものに○)		・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定		
		・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任		
		・地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任		
1年間の処理件数		36 件	うち許可相当	36 件
			うち不許可相当	0 件
処理期間		標準処理期間	申請書受理から	21 日
			処理期間(平均)	14 日

4 違反転用への対応

現 状	管内の農地面積	年度末時点の違反転用面積
	2,130 ha	0.56 ha
違反転用解消のために実施した活動内容	・令和5年4月10日、転用申請相談にて違反転用が判明し、早急に転用許可を得るよう指導。令和5年5月15日、転用許可。 ・令和5年5月12日、転用申請相談にて違反転用が判明し、早急に転用許可を得るよう指導。令和5年6月6日、転用許可。 ・令和5年7月18日、転用申請相談にて違反転用が判明し、早急に転用許可を得るよう指導。令和5年5月15日、転用許可。	
実 績	違反転用解消面積 0.28 ha	

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の面積を記入

※3 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について具体的に記入